



# 中小・地場組合 交渉促進ニュース

No.1  
news

発行：日本労働組合総連合会 新潟県連合会  
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館内 TEL 025-281-7555/FAX 025-281-7556  
発行人：齋藤 敏明 編集人：諸橋幸太郎

## すべての働く者の処遇を改善し、 底上げ・底支え・格差是正を実現しよう!

- ◆ 「働くことを軸とする安心社会」の実現
- ◆ 今こそ賃上げ、デフレから脱却

月例賃金を  
引き上げろ!



すべての働く者の処遇改善のため月例賃金にこだわった  
賃金引き上げ、底上げ・底支え・格差是正の取り組みを進める!

### 2014春季生活闘争 連合新潟要求および回答・妥結集計状況 (3月19日公表)

**〈賃金〉要求** (組合員1人あたり・加重平均) **8,451円 3.43%**  
(前年同時期比較 **2,190円 0.95%**)

(要求額の内 賃上げ分<sup>※</sup>・加重平均) **3,892円 (84組合)**

**回答・妥結** (組合員1人あたり・加重平均) **5,831円 2.24%**  
(前年同時期比較 **1,019円 0.39%**)

(要求額の内 賃上げ分<sup>※</sup>・加重平均) **1,229円 (12組合)**

**一時金要求** (組合員・加重平均)  
月数集計 **4.55月** 額集計 **1,190,965円**  
(前年同時期比較 **0.21月** **△10,440円**)



※賃金カーブ維持相当分(定期昇給相当分)を除いた賃上げ分

## 2014春季生活闘争期における各種団体への要請行動

### 月例賃金の引き上げと 法律に沿ったワークルールの徹底を！

春季生活闘争では、各単組において要求書を提出し交渉をすすめていますが、連合新潟としても、新潟労働局、新潟県経営者協会、新潟県、新潟県商工会連合会、新潟県中小企業団体中央会へ要請を行ってきました。また今年、「ブラック企業」問題に象徴される長時間労働や不払い残業など、社会的にワークルールを徹底する取り組みとして新潟県社会保険労務士会へも要請を行ってきました。

新潟労働局では、冒頭、連合新潟の齋藤会長から、「今年の春季生活闘争で、すべての働く者の処遇を改善し、底上げ・底支え・格差是正を実現する取り組みを行っていく。デフレからの脱却には月例賃金の引き上げが必要である。また、労働者保護ルールの改悪に断固反対、そして長時間労働や不払い残業の問題、いわゆるブラック企業問題に労働局として改善に向けてしっかりと取り組んでいただきたい」と述べ、特に最低賃金の引上げ、年休の完全取得、労働関係法の周知・説明、法律に沿ったワークルールの徹底などを要請しました。これに対し大崎新潟労働局長からは、「働く雇用環境として全員参加型の社会をめざし、若者の使い捨て問題など企業へ対策を求めるなど、今後とも積極的な業務運営を努めていく」と挨拶がありました。



▲労働局へ要請



▲経営者協会へ要請

新潟県経営者協会への要請として第26回新潟県労使懇談会を実施し、現在の経済情勢や雇用・賃金などの状況について意見交換を行ってきました。連合新潟からは春季生活闘争の方針として、月例賃金引き上げの必要性をはじめ、ブラック企業への対策、労働者保護ルールの改悪への取り組みについて申し入れ、経営者協会の並木会長からは、「企業経営は、労働組合・従業員の協力なくして発展はありえない。労使のコミュニケーションと強い信頼関係が大切だ」として、現在の要求に対する取り組みを含め意見交換を行いました。



▲社会保険労務士会へ要請

また、新たな取り組みとして新潟県社会保険労務士会へ要請を行い、坂西会長からは「法令順守・ワークルールを守ることは、社労士として当然のことである」と回答をいただき、「社労士の中にはまだ経験が少ない人もいます。ぜひ連合と連携して学習会などを行いたい」など意見交換を行いました。

### ◆2014春季生活闘争重点項目 パート等非正規労働者課題の要求状況

(3月13日 第2回集計)

取り組み項目	要求組合数	回答組合数	現状維持組合数	前進回答組合数
時間給の引上げ	1			
正社員への転換ルールの明確化	2			
無期労働契約への転換促進				
昇給ルールの明確化				
一時金の支給	2			
正社員と同様の時間外割増率の適用				
無期労働契約後の均等・均衡処遇の確保				
福利厚生・安全管理の取り組み				
社会保険の適用拡大				

### ◆2014春季生活闘争 ミニマム運動課題の要求状況

(3月13日 第2回集計)

取り組み項目	要求組合数	回答組合数	現状維持組合数	前進回答組合数
労働時間短縮の取り組み	所定労働時間の短縮	4		
	年休取得推進の取り組み	4		
	残業の縮減に向けた取り組み	2		
	割増率の引き上げ 労働時間の上限の縮減	3		
女性を対象とした賃金・処遇改善の取り組み	男女賃金実態の把握、点検、または改善の取り組み			
	生活関連手当の世帯主要件を見直す取り組み			
改正高齢者雇用安定法に伴う65歳までの雇用の確保	2		1	
(改正高齢者雇用安定法に伴う65歳までの) ☆雇用確保措置の具体的内容				
企業内最低賃金協定の締結拡大、水準引き上げ	13			